

○公正取引委員会規則第五号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第二条第五項、第三条第二項、第四条第一項及び第四十八条並びに第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十条の六及び第七十六条第一項の規定に基づき、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年十二月十三日

公正取引委員会委員長 古谷 一之

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 指定等手続（第八条―第十一条）

第三章 補則（第十二条・第十三条）

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語であつて、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。）又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（令和六年政令第三百七十六号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、この規則に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。

(期間の計算)

第二条 期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定に従う。

2 前項の規定にかかわらず、期間の末日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、同法第二条本文の規定を適用する。

（用語）

第三条 指定等手続（法第二章に規定する手続をいう。以下同じ。）においては、日本語を用いる。

2 前項の規定にかかわらず、指定等手続において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

（公示送達の方法）

第四条 委員会は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

（文書の作成）

第五条 指定等手続において作成すべき文書には、特別の定めのある場合を除いて、年月日を記載して署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の文書が委員会において作成すべき謄本の場合には、当該謄本を作成した職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名押印して、毎葉に契印又はこれに準ずる措

置をしなければならない。

（文書の訂正）

第六条 指定等手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（ウェブページ）

第七条 法第二条第五項の公正取引委員会規則で定める電磁的記録は、HTML（送信可能化（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する送信可能化をいう。以下この条において同じ。）された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であって、国際的な標準となっているものをいう。）その他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであって、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別符号（同法第四十七条の五第一項第一号

に規定する送信元識別符号をいう。)によって特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。

第二章 指定等手続

(特定ソフトウェア事業者の届出)

第八条 法第三条第二項の規定による届出は、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度の翌年度の四月末日までに、特定ソフトウェアの種類ごとに、それぞれ様式第一号による届出書を提出してしなければならない。

2 特定ソフトウェア事業者は、前項の届出書に記載した事項を変更したときは、速やかに、変更した事項を届け出なければならない。

(指定書の送達)

第九条 法第三条第四項に規定する指定書の謄本は、名宛人又はその代理人にこれを送達しなければならない。

（特定ソフトウェア事業者の指定の変更又は取消しの申出）

第十条 法第四条第一項の規定による申出は、同項各号のいずれかに該当する事由が生じたことを証明する書類を添えて、様式第二号による申出書を提出してしなければならない。

（決定書の送達）

第十一条 法第四条第四項において読み替えて準用する法第三条第四項に規定する決定書の謄本は、名宛人又はその代理人にこれを送達しなければならない。

第三章 補則

（署名及び押印の省略）

第十二条 指定等手続において提出すべき文書は、記名をもって署名又は押印を省略することができる。

2 委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を確認するものとする。

（更正決定）

第十三条 指定書又は決定書に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2 更正決定に対しては、更正決定書の謄本の送達を受けた日から二週間以内に、委員会に対し、文書をもつて異議の申立てをすることができる。

3 委員会は、前項の異議申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十九日）から施行する。

（経過措置）

2 令の施行の日の属する年度の前年度において、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上である特定ソフトウェア事業者に係る第八条第一項の規定の適用については、同項中「特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上である特定ソフトウェア事業者に係る第八条第一項の規定の適用については、同項中「特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以

上であるものに該当した年度の翌年度の四月末日」とあるのは、「令の施行の日から起算して一月を経過した日」とする。

様式第1号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

事業規模届出書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称

住所又は所在地

法人番号

代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名

住所又は所在地（郵便番号）

担当者の役職名及び氏名

電話番号

電子メールアドレス

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 該当する特定ソフトウェアの種類
- 2 特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務。以下同じ。）の名称
- 3 特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地
- 4 特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地
- 5 年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数
- 6 当該利用者の数の算定方法に係る説明

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

1 該当する特定ソフトウェアの種類

「基本動作ソフトウェア」、「アプリストア」、「ブラウザ」及び「検索エンジン」の4種類のうち、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模がスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（令和6年政令第376号。以下「令」という。）本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものを記載すること。

2 特定ソフトウェアの名称

当該特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）の名称を記載すること。

3 特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

特定ソフトウェアの提供等を共同して行う場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。

4 特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

前記3に同じ。

5 年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数

特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）を月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数を記載すること。

また、当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとしないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定すること。ただし、当該算定した数が実際の数に比して過大又は過小なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が令本則の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、当該算定した数を平均した数を記載して差し支えない。

6 当該利用者の数の算定方法に係る説明

- (1) どのような方法により当該利用者の数を算定したのかについて正確かつ詳細な説明を付すこと。
- (2) 当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定したものであることを明らかにすること。
- (3) 当該算定した数が実際の数に比して過大又は過小なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が令本則の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、その旨及びその理由を記載すること。

備考

- 1 様式において使用する用語であつて、法又は令において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
- 2 本届出書を連名で作成する場合には、各届出者の氏名等を列記すること。
- 3 代理人が本届出書を作成する場合は、届出者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号並びに代表者の役職名及び氏名とともに、代理人による届出である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 5 本届出書には、ページ番号を記載すること。

様式第2号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

指定の【 変更 】又は【 取消し 】の申出書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称

住所又は所在地

法人番号

代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名

住所又は所在地（郵便番号）

担当者の役職名及び氏名

電話番号

電子メールアドレス

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

- 1 該当する特定ソフトウェアの種類
- 2 特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）の名称
- 3 特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地
- 4 特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地
- 5 申出を行う理由
 - 【 1 】特定ソフトウェアの提供等を行わなくなったとき。
 - 【 2 】特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が法第3条第1項の政令で定める規模を下回った場合において、再び当該規模以上となることがないと明らかに認められるとき。

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

なお、標題の「指定の【 変更 】又は【 取消し 】の申出書」については、指定の変更又は取消しのいずれか該当する方に丸を付すこと。

記

1 該当する特定ソフトウェアの種類

「基本動作ソフトウェア」、「アプリストア」、「ブラウザ」及び「検索エンジン」の4種類のうち、法第4条第1項各号のいずれかに掲げる事由が生じたものを記載すること。

2 特定ソフトウェアの名称

当該特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）の名称を記載すること。

3 特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

特定ソフトウェアの提供等を共同して行う場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。

4 特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

前記3に同じ。

5 申出を行う理由

該当する番号に丸を付すこと。

備考

1 様式において使用する用語であって、法において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。

2 本申出書を連名で作成する場合には、各申出者の氏名等を列記すること。

3 代理人が本申出書を作成する場合は、申出者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号並びに代表者の役職名及び氏名とともに、代理人による申出である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。

4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。

5 本申出書には、ページ番号を記載すること。